

## 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画について

こども・家庭課

### 1 計画の趣旨

子ども・子育て支援法の規定により、県は国が定める基本指針に基づき、広域性と専門性を有する立場から、各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を令和6年度中に策定する。

### 2 計画期間

令和7年度～令和11年度

### 3 基本指針に基づき県計画に定める事項

R6.10 発出の国の基本指針により記載事項が確定

基本的記載事項	区域の設定	市町村が定める教育・保育提供区域を勘案した区域の設定
	サービス等の提供	県が定める区域毎の各年度の教育・保育等の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
	教育・保育の一体的提供	認定こども園の普及等、教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容
	従事者の確保及び資質の向上	教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
	専門的な知識及び技術を要する支援	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
	関係機関との連携	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の円滑な実施のために必要な市町村との連携に関する事項
任意記載事項	広域調整	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
	情報の公表	教育・保育に関する情報の公表に関する事項
	他施策との連携	雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

※ 県計画は、各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の積み上げが基本となる。

#### 4 基本指針の改正が予定されている項目（R6.7 現在）

○ 第三期計画において新たに追加が予定されている事項

ア 「関係機関との連携」（基本的記載事項）

下記の事業について市町村と都道府県の連携について記載

事業名	事業内容
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

イ 「教育・保育の一体的提供」（基本的記載事項）

こども誰でも通園制度について記載

#### 5 策定スケジュール

区分	R6									R7
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
子育て支援 専門分科会	第1回			第2回			第3回			第三期計画 スタート
県				市町村への ヒアリング			計画案作成・ 市町村計画との調整			
				パブコメ			計画決定			

# 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

## 制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。  
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。  
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。  
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。  
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。  
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。  
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

## 【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>制度の本格実施を見据えた試行的事業</b><ul style="list-style-type: none"><li>・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）</li><li>・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>法律上制度化し、実施自治体数を拡充</b><ul style="list-style-type: none"><li>・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>法律に基づく新たな給付制度</b><ul style="list-style-type: none"><li>・全自治体で実施（※経過措置あり）</li><li>・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠</li></ul></li></ul>

5



## こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会について

### 1. 趣旨

- こども誰でも通園制度については、
  - ・令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、
  - ・令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしている。
- このため、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について、成育局長が学識経験者等に参集を求め、検討することとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

### 2. 主な検討項目

- (1) 令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点
- (2) その他

### 3. スケジュール

- |        |          |
|--------|----------|
| 6月26日  | 検討会の立ち上げ |
| 7月～12月 | 数回議論     |
| 12月    | 中間とりまとめ  |
| (3月頃)  | とりまとめ    |